

館山市公共下水道事業
公営企業会計システム導入等業務委託
公募型プロポーザル実施要項

平成30年5月

館山市建設環境部下水道課

第1 事業の目的

本事業は、館山市公共下水道事業の地方公営企業法の適用に基づく財務を平成32年度当初から適正かつ効率的に執行するため、公営企業会計システムを導入、使用するものである。

そのため、下水道事業の地方公営企業会計及び情報処理について専門的知識と経験が豊富でシステムを安定的に運用できる事業者の選定をプロポーザル方式により行う。

第2 業務の概要

1 業務名

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託

2 業務の場所

館山市下水道課 千葉県館山市湊465-1番地 鏡ヶ浦クリーンセンター内

3 館山市公共下水道事業の概要

事業開始年月日：平成4年3月10日 供用開始年月日：平成10年4月1日

事業計画区域面積：209ヘクタール 事業計画人口：5,500人

処理区数・処理場数：各1

平成29年度当初予算額：858,967千円

4 業務内容等

(1) 地方公営企業法の適用に基づく財務が平成32年4月1日から適正かつ効率的に執行できるよう、公営企業会計システムの導入を行う。

(2) 公営企業会計システムの導入については、システムの構築と試験稼働及び運用支援を行う。試験稼働の開始時期は平成31年7月末までとする。

(3) 平成32年3月31日までに、システム導入を完了する。

システムは、LGWAN-ASPとして提供されているものとする。

試験運用及び本稼働前に操作説明を行う。

(4) クラウドシステム使用料（保守を含む）も含む。

(5) その他

詳細は、別紙館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託仕様書及び同システム要求機能要件書のとおり。

5 業務期間

(1) 館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入業務委託

契約日から平成32年3月31日（延長はできないものとする。）

(2) クラウドシステム使用料（保守を含む）

平成32年4月1日から平成37年3月31日（5年間）

6 上限金額（7年間合計額）

上限金額は15,633,000円以下とする。（消費税及び地方消費税額を含む。ただし、今回のプロポーザルにおいては、平成26年度からの適用税率である8%で見積りを行い、その後の税率の変動については、別途対応することとする。）

上限金額の内訳は次のとおりとする。

<内訳>

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 公営企業会計システム導入経費（2年間） | 4,941,000円 |
| 公営企業会計システム導入委託料 | |
| (2) 導入後の運用経費（5年間） | 10,692,000円 |
| クラウドシステム使用料（保守を含む） | |

第3 日程

実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は土・日・祝祭日を除く。

項	目	日	時
①	手続き開始の公告	平成30年5月8日	(火)
②	プロポーザルの実施要項配布 (館山市ホームページに掲載)	平成30年5月8日(火)から 平成30年5月25日(金)まで	
③	質問書受付期間 (回答は随時館山市ホームページに掲載)	平成30年5月8日(火)から 平成30年5月25日(金)正午まで	
④	応募意思表明書及び提案書の 提出期間	平成30年5月8日(火)から 平成30年6月1日(金)まで(必着) 平日の9時から17時まで	
⑤	応募資格決定通知書交付	平成30年6月6日	(水)
⑥	委託業者の決定	ヒアリング審査は、平成30年6月下旬に実施する。 ヒアリング終了後、審査委員会を開催し決定する。	
⑦	委託業者決定の通知	審査委員会で選定後、速やかに通知する。	

※ ヒアリング審査日程は、第4応募要領の8の応募資格決定通知書に記載する。

第4 応募要領

1 応募事業者の条件等応募資格

本プロポーザルに参加する者は、平成30年度及び平成31年度館山市物品・委託供給等入札参加業者資格名簿に登録があり、次の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 市の規定により、入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- (3) 告示日以後に館山市の契約に係る入札参加の停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがさ

- れている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
 - (6) 告示日以後に館山市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
 - (7) 公営企業会計システムパッケージソフトウェアの運用と保守の実績があること。
 - (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、同協会が運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

2 実施要項等の公表

(1) 公表方法

本業務委託に関する実施要項などの資料は、館山市ホームページにおいて公表する。必要な場合はダウンロードすること。

(2) 公表資料

- ① 館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託公募型プロポーザル実施要項（本書）
- ② 館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託仕様書
- ③ 館山市公共下水道事業公営企業会計システム要求機能要件書

3 質問書受付、回答

実施要項などに関する質問書は次のとおり受け、館山市ホームページにおいて随時回答する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1) 受付期間

平成 30 年 5 月 8 日（火）から平成 30 年 5 月 25 日（金）まで
（最終日は正午まで）

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第 1 号）に質疑の内容を簡潔にまとめて記載し、館山市下水道課へ FAX 又は E-mail により提出すること。

(3) メール送信先

E-mail gesui@city.tateyama.chiba.jp

件名は、「館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託質問書（事業者名）」とし、必ず、電話で送信したことを伝え、担当課に着信したことを確認すること。

4 応募意思表明書及び提案書の提出

応募を希望する事業者は、今回の提出方法に応じる意思表示を、応募意思表明書（様式第 2 号）により提出すること。その際、裏面記載事項を十分確認すること。

また、併せて下記内容について提案書及び資料（以下「提案書等」という。）を作成し提出すること。提案書の記載内容及び提出物については、第4応募要領の5のとおりとする。

なお、実際の業務開始にあたっては、準備期間中に更に検討を加え改善に努力するものとし、見積金額の範囲内で、必要に応じ館山市下水道課と協議の上変更することができるものとする。

(1) 提出期間

平成30年5月8日（火）から平成30年6月1日（金）まで（必着）
平日の9時から17時まで

(2) 提出方法

館山市下水道課へ持参又は書留、簡易書留で郵送により提出すること。
なお、館山市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

5 提案書の記載内容及び提出物

以下の様式に従い、下記内容について提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提案書等

- ① 館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル提案書（様式第3号）
- ② 会社概要
- ③ 現在の導入実績
- ④ システムの概要
- ⑤ 契約からシステム本稼働までの工程表
- ⑥ 保守及び障害発生時の対応
- ⑦ システムのセキュリティ対策
- ⑧ データセンターの概要
- ⑨ 個人情報保護の対策
- ⑩ その他の提案（地方公営企業法適用移行業務に関する提案を含む。）
- ⑪ システム要求機能要件書（対応欄に記入）
- ⑫ プライバシーマーク登録証の写し又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得を証する登録証の写し
- ⑬ 見積書（消費税及び地方消費税を含む。8%）

下記の合計金額とする。

- ・システム導入経費（2年間）
公営企業会計システム導入委託料
- ・システム運用経費（5年間）
クラウドシステム使用料（保守を含む）
- ・合計

※上記①、⑪、⑫以外は任意様式とする。ただし、②から④、⑥から⑨は、

既存のパンフレットでも可。

※クラウドシステム使用料（保守を含む）は、平成32年4月1日から平成37年3月31日までとする。

(2) 提出部数 正本1部、写し7部

(3) 作成の注意

- ① 用紙サイズは、A4判縦型、横書き、左綴じとする。(A3判折り込みも可)ただし、上記①のシステム要求機能要件書は、紙ベースの他、Excel形式でE-mailにて提出のこと。
- ② 提案書等は簡潔明瞭に記載すること。

6 失格事由となる提案書等

提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 実施要項に指定する作成上の注意事項、提出方法、提出先及び提出期限等の条件に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が、契約上限金額を超えているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

7 応募に関する留意事項

(1) 実施要項等の承諾

応募事業者は、応募意思表明書（様式第2号）の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 応募費用の負担

応募に関する必要な費用は応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は「円」とする。

(4) 著作権

応募事業者から実施要項等に基づいて提出された書類の著作権は、原則として、書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書の著作権は、市に帰属する。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、返却しない。

(6) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を掲示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ① 応募意思表明書の提示額から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- ② 一つの応募事業者が複数の提案を行った場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 著しく信義に反する行為があった場合。

(8) 辞退手続き

応募辞退届（様式第4号）を館山市下水道課へ提出すること。

(9) その他

- ① 館山市が提示する資料及び回答書は、実施要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募事業者に通知する。

8 応募資格決定通知書の交付

応募資格決定通知は、平成30年6月6日（水）に様式第5号で通知するとともに、ヒアリング審査実施日時等をあわせて通知する。ただし、本通知後資格要件を満たしていないことが判明した場合には、ヒアリング審査に参加することができない（別途通知する。）。

9 その他

- (1) 提案書等は、プロポーザル以外で応募事業者が無断で使用しないものとする。
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提案書等は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成することがある。
- (4) 提案書等の提出期限後における、提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提案書等の提出者として、応募事業者名を公表することがある。
- (6) 提案書等は、プロポーザルの公正性・透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合は、応募事業者の許可を得て公表することがある。
- (7) 館山市から受領した資料は、館山市の許可なく、公表・転載及び引用することはできない。

第5 委託事業者の決定方法

1 決定方法

「館山市下水道事業プロポーザル審査委員会」において、応募資格者によるヒアリング審査の後、選定会議（非公開）を開き、企画提案の評価及び事業者の選定を行う。

検討方法は、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により行う。

2 書類審査

審査委員会は、提案書類について企画提案審査基準により審査する。

3 ヒアリング審査

審査委員会は、書類審査により応募資格者と認めたすべての事業者を対象にヒアリング審査を実施する。

指定した日時にヒアリング審査を受けない者は、失格とする。

(1) ヒアリング期日 平成 30 年 6 月下旬（応募資格決定通知に記載）

(2) ヒアリング時間 1 事業者 40 分以内（プレゼンテーション 20 分程度）

なお、ヒアリング審査実施順番は応募意思表明書の受付順に実施する。

(3) 出席者数 1 業者 3 名まで

(4) その他 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

なお、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、館山市下水道課へ事前に申し出ること。

4 審査基準

企画提案を審査する基準は、下表のとおりとする。

(点)

審査項目	審査対象（評価項目）	配点
提案書等評価	提案書等（事業者の信頼性、業務内容・工程、システム導入に関する提案、システムのセキュリティ対策・運用・保守、その他有益な提案）	30
機能要件評価	システム要求機能要件書	25
ヒアリング評価	プレゼンテーション、ヒアリングの内容	5
価格評価	見積書	40
合計		100

※機能要件評価と価格評価の算式は以下のとおりとする。（小数点第 2 位以下切捨て）

機能要件評価点 = (合計点 / 満点) × 25 点

対応欄の項目ごとに○を 5 点、△を 3 点、×を 0 点とする。

但し、必須項目への×の記入は不可（失格）とする。

価格評価点 = (1 - 導入経費提案額 / 4,941,000 円) × 10 点 +
(1 - 運用経費提案額 / 10,692,000 円) × 30 点

5 委託業者決定通知

審査委員会で選定後、すべての応募者に対し、速やかに文書で通知する。

【 担当窓口 】

館山市建設環境部 下水道課

〒294-0054 千葉県館山市湊 465-1 番地

館山市鏡ヶ浦クリーンセンター内

電話 0470-22-3661 FAX 0470-29-7601

E-mail gesui@city.tateyama.chiba.jp

ホームページ <http://www.city.tateyama.chiba.jp>

○様式一覧

様式第1号	館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル 質問書
様式第2号	館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル 応募意思表明書（誓約書）
様式第3号	館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル 提案書
様式第4号	館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル 応募辞退届
様式第5号	館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル 応募資格決定通知書

様式第1号

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル質問書

平成 年 月 日

館 山 市 長 様

会社名 _____

次の事項について、質問します。

質 問 事 項	内 容

様式第2号

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル応募意思表明書
(誓約書)

平成 年 月 日

館 山 市 長 様

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル実施要項を厳守し、応募の意思を表明します。

また、応募に当たり実施要項に規定する応募資格を有していることを申し立てます。

なお、応募後において、応募資格を有していないことが判明したとき及び応募資格を有しなくなったときは速やかに貴職あて申し出るとともに、委託事業者としての不選定や取消等の処分を受ける事があっても、何ら異議のないことを誓約します。

会社名または名称	フリガナ	
		㊞
代 表 者 名	フリガナ	
		㊞
担 当 者 名 (連絡責任者)	フリガナ	所属部署
	氏名	
住所または所在地	〒	
電 話 番 号 ファックス番号	TEL FAX	
電子メールアドレス		

応募資格要件確認のため、必ず裏面の条件を満たしていることを確認して下さい。

様式第2号裏面

1 応募事業者の条件等応募資格

本プロポーザルに参加する者は、平成30年度及び平成31年度館山市物品・委託供給等入札参加業者資格名簿に登録があり、次の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 市の規定により、入札の参加資格の排除を受けていない者であること。
- (3) 告示日以後に館山市の契約に係る入札参加の停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (6) 告示日以後に館山市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がないこと。
- (7) 公営企業会計システムパッケージソフトウェアの運用と保守の実績があること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、同協会が運用するISMS適合性評価制度におけるISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を取得していること。

様式第3号

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル提案書

平成 年 月 日

館 山 市 長 様

会 社 名 _____ ㊞

所 在 地 _____

代表者名 _____ ㊞

担当者名 _____

所属・職名 _____

電話番号 _____

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル提案書として
下記書類を提出します。

1 提案書類

- (1) 会社概要
- (2) 現在の導入実績（他社システムからの移行実績があれば明記すること。）
- (3) システムの概要
- (4) 契約からシステム本稼働までの工程表
- (5) 保守及び障害発生時の対応
- (6) システムのセキュリティ対策
- (7) データセンターの概要
- (8) 個人情報保護の対策
- (9) その他の提案（地方公営企業法適用移行業務に関する提案を含む。）
- (10) 館山市下水道事業公営企業会計システム要求機能要件書（対応欄に記入）
- (11) プライバシーマーク登録証の写し又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証取得を証する登録証の写し
- (12) 見積書（消費税及び地方消費税を含む。8%）

※上記（10）及び（11）以外は任意様式とする。ただし（1）から（3）、（5）から（8）は、既存のパンフレットでも可。なお、（10）は紙ベースの他、Excel形式で、E-mailにて提出のこと。

様式第4号

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル応募辞退届

平成 年 月 日

館 山 市 長 様

会 社 名 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____ ⑩

担当者名 _____

所属・職名 _____

電話番号 _____

平成 年 月 日付で館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザルに応募したい旨申請しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請辞退理由

様式第5号

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル
応募資格決定通知書

平成 年 月 日

様

館山市長 金丸謙一

館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託プロポーザル応募意思表明書を受領し、応募資格があると決定しましたので通知します。

記

応募者名	
住所	〒